

## 徴収方法検討部会の設置について

宮島財源確保検討委員会設置要綱第 11 条に基づき、法定外目的税等の具体的な徴収方法について調査するため、徴収方法検討部会（以下、「部会」という。）を次のとおり設置する。

1. 徴収方法検討部会は、宮島財源確保検討委員会委員長（以下、「委員長」という。）が指名する法定外目的税等の具体的な徴収方法について調査するために必要な者で組織する。
2. 部会の委員の任期は、調査が終了するまでとする。
3. 市又は検討部会の要請を受けて、公にしないことの条件で任意で提供された情報を含む場合は、会議を非公開とする。また、委員長が必要と認めた場合は、会議を非公開とする。
4. 部会の委員は、部会の調査で知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。
5. 徴収方法検討部会の庶務は、経営企画部宮島財源確保推進室において処理する。